

2025年2月19日

大阪狭山市議会
議長 鳥山 健 様



大阪狭山子どもと教育を守る会
会長 森 正 人
大阪狭山市大野台 6-21-19
連絡先 [REDACTED]-[REDACTED]-[REDACTED]

大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例(案)の訂正を求める要望書

諸会派議員の皆様には日頃より、本市の幼児・児童・生徒が自分らしく生き生きと学び、成長できる教育環境の整備にご尽力いただき感謝申し上げます。

本議会に提出された表題の「大阪狭山市未来に輝く教育のまち条例(案)、(以下、「条例(案)」という。)」の条文の訂正を求め、大阪狭山市議会に対して要望いたします。すでに本市では、「大阪狭山市総合教育会議設置要綱」(平成27年3月31日要綱第10号)において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律162号)に基づき、大阪狭山市総合教育会議は実効しております。また、本議会へ報告された第3期大阪狭山市教育振興基本計画(素案)では、具体的な教育環境の整備及び充実へ向けて目標-成果-分析がなされ、大綱作成へ改定が進行していると承知しております。

昨年11月の令和6年度第1回大阪狭山市総合教育会議では、案件として「(仮)大阪狭山市教育基本条例の制定に向けた意見交換について」議論され、市長から「教育振興に対する強い想い」と、市民などそれぞれの立場の人の役割の明確化が述べられました。また教育委員からは教育行政の独立性、中立性が危惧される旨の意見がありました。市長は「当然、教育の中身まで踏み込んだ条例を作ろうとは全く思っておりません」。条例の目的は「市民の皆さんの意識づけ、意識の醸成を図っていくものにした」とし、市民、保護者、学校教職員の役割を強調しました。「役割」とは「割り当てられた役目、成し遂げなければならない仕事、務め」を意味します。役割・役目は本来、他者に言われてするものではなく、当事者が自覚的に実行するものです。ましてや法的拘束力を伴う条例で押し付けるなどはあってはなりません。

1月実施のパブリックコメントに提出された意見18人のうち16人が、この条例(案)で教育行政の独自性、中立性が保たれるか危惧しています。また、令和4年施行の「こども基本法」では、例えば、「『こども』とは心身の発達の過程にあるもの」と定義され(第2条)、本条例(案)の「18歳未満の者」とは全く考え方が異なり

ます。この条例(案)に一番必要なことは、子どもを真ん中に据えた考え方に基づく「市民に分かりやすい表現」であると考えます。例えば第9条の「一体となって」の部分
を「協働し合って」と訂正するなど、子ども理解が進む条例であるべきです。現在の
市長が「教育行政の独自性、中立性の確保」を唱えても、今後多様な考えの首長が現
れるとも限りません。そこで、教育の中立性・独自性を保つ担保として、第1条に「不
当な支配に服することなく」の一文を「総がかり・・・」の前に挿入することを要望し
ます。

以上、市議会でご検討ください。